

写

6林整研第307号
令和7年2月27日

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部研究指導課長

林野火災に対する警戒の強化について

林野火災対策につきまして、平素から格段の御尽力をいただき御礼申し上げます。さて、報道にありますと、岩手県大船渡市では、この1週間に3件の林野火災が立て続けに発生しています。特に太平洋側の各地では、例年に比べ降水量が少なく、林内が乾燥していることに加え、強風等の自然的条件により、林野火災が延焼拡大しやすい状況となっています。

今後も乾燥が続くと予想されること、出火原因は火の不始末、不注意等の人為的な要因が殆どであることから、パトロールの実施等の警戒の強化を改めてお願いするとともに、貴都道府県広報部局、市町村や関係機関等と連携して、下記の事項も参考に、林野火災の予防の周知について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

林内および森林周辺の宅地や農地、その他各種作業現場等においては、以下の事項を遵守してください。

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 やむを得ずたき火等火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず準備するとともに、その場を離れないこと。
- 3 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。なお、炎が見えなくなっていても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 4 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- 5 火遊びはしないこと。また、させないこと。
- 6 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。

担当：林野庁 森林整備部 研究指導課
森林保護対策室 保護企画班
電話：03-3502-1063

山火事注意！

山火事は空気が乾燥する3～5月に多く発生します。原因の多くは、たき火やタバコのポイ捨てなど、火の取扱いの不注意によるものです。

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れ※をしないこと。特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 やむを得ずたき火等火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず準備するとともに、その場を離れないこと。
- 3 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。なお、炎が見えなくなっていても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 4 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- 5 火遊びはしないこと。また、させないこと。
- 6 火入れ※を行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。

※火入れ：森林内だけでなく森林から1キロメートルの範囲で、面的な焼却を行う場合は、あらかじめ市役所、町役場に相談してください。

貴重な森林を山火事から守るため、一人ひとりが気を付けましょう！！



(写真：令和5年3月 赤穂市大津での山火事)



山火事防止の
シンボルマーク
「まといりす」

【YouTube】
山火事防止映画
「りすのまとい」

兵庫県農林水産部治山課